第2回佐賀家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成16年5月28日(金)午後1時30分~午後3時30分

2 開催場所

佐賀地方裁判所3階会議室

- 3 出席者
 - (1) 委員(五十音順)

稲田繁生(アバンセ(県立女性センター・生涯学習センター)館長),太田善康(佐賀家庭裁判所判事),片岡 博(佐賀家庭裁判所長),金子栄一(佐賀市保健福祉部長),小倉厚子(国際ソロプチミスト佐賀有明会員),富吉賢太郎(佐賀新聞社論説委員長),本多俊之(佐賀県弁護士会弁護士),宮崎久生(西九州大学健康福祉学部教授),吉木靖範(佐賀県公民館連合会長)

欠席委員 甲斐淑浩(佐賀地方検察庁検事)

(2) 列席者

池村首席家裁調查官, 榊首席書記官

(3) 事務担当者

木原事務局長, 古賀総務課長(庶務)

4 議事

- (1) 委員長あいさつ(片岡委員長)
- (2) 第1回家裁委員会後の経過について

事務局長から、1月29日に家裁委員会通信(No.2)を発行して委員へ送付したこと、第1回家裁委員会議事概要を同通信及びホームページに掲載したこと、3月16日に地裁及び家裁委員会委員を対象に法廷傍聴と裁判官との座談会を実施(地裁・家裁各4委員参加)したことが報告されたところ、法廷傍聴と座談会に出席した委員らから、次のような意見が出された。

- (ア) 一般の国民は法廷に入った経験のある人の方が少ない。裁判員制度導入 に向けて、このような機会を増やすことと P R が必要である。
- (イ) 生まれて初めて刑事事件の法廷に入り、手錠をかけられた被告人の姿を 見てショックを受けた。罪を犯さないようにするために、子供に見学させる

のもいいことだと思う。

- (ウ) 裁判所職員のみならず、検察官、弁護人、さらに受刑すれば刑務所の費用と、人間が悪いことをした後にお金をかけすぎているのではないか、という思いがある。そうではなくて、犯罪を犯す前の段階にもっとお金をかけて犯罪を防ぐ方が効果的ではないか。
- (エ) 何度も同じ人間が犯罪を繰り返す現状を考えれば、確かに社会全体のしくみを改める必要性は感じるが、裁判において、悪いことをしたかどうかを確定した上で、悪いことは悪いと断じていくことが大切だ。そこにはお金をかける必要がある。そうでないと、いつ濡れ衣を着せられることになるか分からない社会になる。
- (オ) 裁判傍聴を体験した学生に感想を聞いたところ,裁判に対し,厳粛,公平,慎重,手を尽くしている,との印象や,1人の運命を決める裁判官は大変だとの意見が出された。一方で,公開されているにもかかわらず,専門的な言葉や分かりにくい手続が多い,との感想も聞かれた。
- (3) 第1回家裁委員会での提言に対する検討状況について

事務局長から,第1回家裁委員会で委員から出された提言に対する裁判所の 検討状況について,別紙のとおり説明がなされた。

それについて,以下のような列席者からの補足説明及び委員からの意見が出 された。

- ① 提言ア「非行や虐待問題の啓発を裁判所とともに実施したい。」について
 - 一般の人とは異なり、問題に対する見極めや対処ができる法律の専門家と連携を取ることはいいことである。
 - DV (ドメスティック・バイオレンス) 問題については、女性だけでなく、加害者予備軍とも言うべき男性へのPR (啓蒙)を行って予防を図ることが必要である。
 - 裁判官委員から、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する 法律(DV防止法)」の概略について説明があった。
- ② 提言イ「裁判所に対する利用者の苦情等受付システムを考えるべきである。」について
 - 列席者の首席書記官から、窓口対応の在り方について、ロールプレイン

グ方式での実践的な研修を実施したことなどが紹介された。

- 苦情が出たときに、その声を残しておくことが利用しやすい裁判所であるかどうかの資料になる。アンケートなど、苦情を出しやすい方法により意見を吸い上げることが大事である。
- ③ 提言ウ「中学・高校生の裁判傍聴の機会を増やしてもらいたい。」,提言 エ「裁判官の出前講義は,時期を限定せず,遠隔地であっても実施してもら いたい。」,提言オ「憲法週間に実施している『裁判教室』は表現が堅いの で,マスコミも飛びつくようなタイトルにしたらどうか。」について
 - 犯罪の予防のためにも、多くの中学・高校生に裁判傍聴をしてもらった 方がよい。
 - 本日の配布資料を見て、これほど法廷傍聴に来る団体や学校が多いのかと思った。
- ④ 提言カ「家裁の仕事の内容を具体的に広報すべきである。」,提言キ「家 裁で家事相談を行っていることを多くの市民は知らない。」について
 - 列席者の首席家裁調査官から、裁判所が行う家事相談の機能、公平の観点からの相談の限界及び家事相談の実情について説明があった。
 - 裁判所の職員は、家事相談に来る人は法律等の知識がほとんどないのだという前提で、丁寧な応対をお願いしたい。職員にとって当たり前のことでも、家事相談に来る人にとっては当たり前ではなく、噛み砕いた説明が必要である。
 - 裁判所は紛争解決の機能を担っているのに、一般国民は、争いごとがあってもあまり裁判所を利用しようとはしない。裁判所が利用した人の役に立つことで次の人が利用するのであり、裁判所を利用して役に立ったという人の声を集めて、裁判所が貴重な役割を担っていることを国民に伝えることも大事である。

(4) 次回の予定

ア日程

平成16年11月26日(金)午後とする(時間は後日調整)。

イ 意見交換テーマ

地裁委員会と合同で,「裁判員制度」をテーマに意見交換を行う。